大気汚染防止法 指定物質抑制基準の概要

- 1 既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設(設置の工事がされているものを含む。)
- 2 指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量の許容限度とする。
- 3 コークス炉に係るベンゼンの量は、装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量とする。
- 4 貯蔵タンクに係るベンゼンの量は、ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量とする。

ベンゼン (濃度が60質量%以上に限る)

単位:mg/m³_N

指定施設	施設要件		新設基準	既設基準
ベンゼンを蒸発させるた		排出ガス量	100	200
めの乾燥施設 	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させる	1000m³ _N 以上 3000m³ _N 未満		
	ためのもの	排出ガス量 3000㎡₃以上	50	100
コークス炉	原料の処理能力:20t/day 以上			
	(既設基準:開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置す		100	100
	るものを除く)			
ベンゼンの回収の用に供	常圧蒸留施設を除く			
する蒸留施設	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの		100	200
	排出ガス量 1000㎡ N以上			
ベンゼンの製造の用に供	密閉式のものを除く		50	100
する脱アルキル反応施設	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く		30	100
ベンゼンの 貯蔵タンク	容量 新設:500KL 以上 既設:1000KL 以上		600	1500
	浮屋根式、内部浮屋根式を除く		000	1300
ベンゼンを原料として使	ベンゼンの処理能力が 1t/h 以上	排出ガス量	100	200
用する 反応施設	密閉式のものを除く	1000m³、以上 3000m³、未満	100	200
	排出ガスをフレアスタックで処理するもの	排出ガス量	50	100
	を除く	3000m³ _N 以上		

トリクロロエチレン

単位:mg/m³_N

指定施設	施設要件	既設基準	新設基準
トリクロロエチレンを蒸発	送風機の能力 1000m³/h 以上	500	300
させるための 乾燥施設	溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの	300	300
トリクロロエチレンの混合	混合槽の容量 5KL 以上		
施設	密閉式のものを除く	500	300
	トリクロロエチレンを溶媒として使用するもの		
トリクロロエチレンの精製	密閉式のものを除く		
又は回収の用に供する蒸留	トリクロロエチレンの精製の用に供するもの	300	150
施設	原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの		
トリクロロエチレンによる	トリクロロエチレンが空気に接する面の面積が 3m² 以上	500	200
洗浄施設	トリクロロエチレンにより洗浄するもの	500	300

テトラクロロエチレン

単位:mg/m³_N

指定施設	施設要件	既設基準	新設基準
テトラクロロエチレンを蒸	送風機の能力 1000m³/h 以上	500	300
発させるための 乾燥施設	溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの	500	300
テトラクロロエチレンの混	混合槽の容量 5KL 以上		
合施設	密閉式のものを除く	500	300
	テトラクロロエチレンを溶媒として使用するもの		
テトラクロロエチレンの精	密閉式のものを除く		
製又は回収の用に供する蒸	テトラクロロエチレンの精製の用に供するもの	300	150
留施設	原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの		
テトラクロロエチレンによ	次号を除く		
る洗浄施設	テトラクロロエチレンが空気に接する面の面積が 3m² 以上	500	300
	テトラクロロエチレンにより洗浄するもの		
テトラクロロエチレンによ	処理能力 30Kg/1 回 以上	500	300
るドライクリーニング機	密閉式のものを除く	500	300